

## ○ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第227号

改正 平成19年5月24日告示第137号

平成19年10月10日告示第217号

平成20年10月29日告示第219号

平成21年3月31日告示第87号

平成22年4月9日告示第107号

平成25年4月1日告示第90号

平成26年9月22日告示第239号

平成28年12月28日告示第323号

平成30年3月30日告示第98号

平成30年8月17日告示第236号

### (目的)

第1条 ふじみ野市障害者移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、ふじみ野市とする。

### (事業の内容)

第3条 この事業の内容は、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を支援するものとする。

### (サービス提供団体)

第4条 サービスを提供する団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所のうち、この事業を適切かつ効果的に行うことができるものでなければならない。

（平21告示87・全改、平25告示90・一部改正）

### (団体登録)

第5条 この事業を実施しようとする団体は、市長の登録を受けなければならない。

### (登録の申請等)

第6条 団体の登録を受けようとする者は、移動支援事業団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、移動支援事業団体登録決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（サービス提供者）

第7条 サービスを提供する者は、次の各号のサービスの提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める資格を有していなければならない。

- (1) 視覚障害者（児） 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
- (2) 全身性障害者（児） 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者又は重度訪問介護従業者養成研修課程を修了した者（日常生活支援従業者養成研修課程を修了した者を含む。）
- (3) 前2号に規定する者以外のもの 行動援護従業者養成研修課程を修了した者（知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者を含む。）、介護福祉士、介護職員基礎研修課程を修了した者、居宅介護従業者養成研修1級、同2級又は同3級課程を修了した者、訪問介護員養成研修1級、同2級又は同3級課程を修了した者

（平21告示87・全改）

（利用対象者）

第8条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者（法第19条第3項の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者にあつては、入所前に市内に住所を有する者）のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、外出時に支援が必要と市長が認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者（児）、全身性障害者（児）及びこれに準ずる者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 医師により発達に障害があると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と市長が認めたもの

（平21告示87・平30告示236・一部改正）

（利用手続）

第9条 事業を利用しようとする者は、移動支援事業利用登録申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利

用の可否を決定したときは、移動支援事業利用登録決定・却下通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による利用登録の決定の有効期限は、登録を受けた日の属する年度の3月31日とし、翌年度の4月1日に更新するものとする。

4 利用登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を登録団体に提示し、登録団体に直接申し込むものとする。

（利用登録の取消し）

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録の決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなった場合

(2) 不正又は虚偽の申請により利用登録の決定を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、移動支援事業利用登録決定取消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

（登録団体の届出義務）

第11条 登録団体は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに移動支援事業団体登録変更・中止・廃止届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

（利用者の届出義務）

第12条 登録者又はその保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業利用登録変更・中止届（様式第7号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 登録者の住所等を変更した場合

(2) 登録者の心身状況に大きな変化があった場合

(3) 利用登録の中止をしようとする場合

2 登録者又はその保護者は、決定通知書をき損し、又は紛失したときは、直ちに移動支援事業利用登録決定通知再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

（利用の限度）

第13条 この事業によるサービスは、1月当たり60時間を限度として提供するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（平21告示87・追加）

（利用者負担額）

第14条 登録者又はその保護者は、事業を利用したときは、利用者負担額として別表第1に掲げる額を登録団体に支払わなければならない。ただし、同一の月に法第77条に定める事業（同条第1項第2号及び第4号に定める事業を除く。）を利用した場合において支払う利用者負担額の合計額は、別表第2に掲

げる額を上限とする。

(平21告示87・旧第13条繰下・一部改正)

(傷害保険の加入)

第15条 登録団体は、サービス提供中の利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

(平21告示87・旧第14条繰下)

(関係機関との連携)

第16条 登録団体は、市と密接な連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(平21告示87・旧第15条繰下)

(事業に対する補助)

第17条 市長は、登録団体に対し、別に定めるところにより事業のサービス提供に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

(平21告示87・旧第16条繰下)

(登録団体の遵守事項)

第18条 登録団体は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 登録団体は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録団体は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録団体は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

5 登録団体及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 登録団体及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

7 登録団体は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした証拠書類並びに利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を備え、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(平21告示87・旧第17条繰下)

(利用者の遵守事項)

第19条 登録者は、利用者登録証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(平21告示87・旧第18条繰下)

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 1 告 示 8 7 ・ 旧 第 1 9 条 繰 下)

附 則

この告示は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日 から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 告 示 第 1 3 7 号)

改正 平成 2 0 年 1 0 月 2 9 日 告 示 第 2 1 9 号

この告示は公布の日から施行し、改正後のふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の規定は平成 1 9 年 4 月 1 日 から適用する。

(平 2 0 告 示 2 1 9 ・ 一 部 改 正)

附 則 (平成 1 9 年 告 示 第 2 1 7 号)

この告示は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後のふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の規定、第 2 条の規定による改正後のふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の規定、第 3 条の規定による改正後のふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の規定及び第 4 条の規定による改正後のふじみ野市心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱の規定は、平成 1 9 年 7 月 1 日 から適用する。

附 則 (平成 2 0 年 告 示 第 2 1 9 号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日 から適用する。

(利用者負担上限月額の特例措置)

2 平成 2 0 年 4 月 1 日 から平成 2 1 年 3 月 3 1 日 までの間における利用者負担上限月額は、別表第 2 の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる者に該当する者は、同表の右欄に掲げる上限額の額をもって、利用者負担上限月額とする。

区分	対象利用者	上限額
1	施行令第 1 7 条第 1 項第 1 号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、市町村民税の所得割の額が 1 6 万円未満であるもの	円 9, 3 0 0
2	施行令第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、施行令附則第 1 1 条第 2 項の規定に該当しないもの	1 2, 3 0 0
3	施行令第 1 7 条第 1 項第 3 号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、施行令附則第 1 1 条第 2 項の規定に該当しないもの	7, 5 0 0

(利用者負担上限月額の算定に係る特例措置)

3 平成 2 0 年 4 月 1 日 から平成 2 1 年 3 月 3 1 日 までの間における利用者負担上限月額の算定に当たっては、障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成 2 0 年 政 令 第 2 1 2 号) 第 1 条の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

(ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示)

- 4 ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示（平成19年ふじみ野市告示第137号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年告示第87号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第107号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第239号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第323号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他の行為とみなす。

- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年告示第98号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示の規定によってした手続その他の行為は、改正後の告示の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年告示第236号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第14条関係）

（平21告示87・全改）

移動支援に要する利用者負担額

利用時間（時間）	利用者負担額の区分
----------	-----------

	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満	200円	100円
30分以上1時間30分未満	200円／30分	100円／30分
1時間30分以上6時間未満	100円／30分	90円／30分
6時間以上	70円／30分	60円／30分

別表第2（第14条関係）

（平20告示219・全改、平21告示87・平22告示107・平25告示90・平26告示239・一部改正）

移動支援に要する利用者負担上限月額

区分	対象利用者	上限額	
		30時間以下	30時間を超えた場合
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条第1項第1号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもの（2の項に掲げる者を除く。）	円 18,600	円 18,600
2	施行令第17条第1項第1号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもののうち、 <u>市町村民税の所得割の額</u> が16万円未満であるもの	9,300	9,300
3	施行令第17条第1項第2号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもの	0	6,150
4	施行令第17条第1項第3号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもの	0	3,750
5	施行令第17条第1項第4号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもの及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者	0	0

様式第1号(第6条関係)

移動支援事業団体登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名



次のとおり移動支援事業の団体登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 申請者氏名				
	フリガナ 申請者住所	(〒 — )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	フリガナ 代表者氏名				
事 業 所	フリガナ 事業所名	(〒 — )			
	フリガナ 事業所所在地	(〒 — )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	従業者の配置状 況	フリガナ 事業所責任者氏名			
		従業者数	人(常勤	人・非常勤	人)
		資格取得者数(資格ごとに記載)			
同一事業所で実 施している他の 事業等					
主たる対象者	制限なし・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者				

(添付書類)

- 1 従業者名簿
- 2 従業者の有する資格等を証する書面



様式第2号(第6条関係)

移動支援事業団体登録決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付で申請のあった移動支援事業の団体登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登録番号	第 号	
申請者	名称	
	住所	
	代表者氏名	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで	
事業所	名称	
	所在地	
却下の理由		
備考		

様式第3号(第9条関係)

移動支援事業利用登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所  
申請者  
氏 名

㊟

次のとおり移動支援事業の利用登録を受けたいので申請します。

対象者	フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
	氏 名		申請者との続柄	
	住 所	ふじみ野市	電話番号	( )

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無		有・無 (判定機関名 (判定年月日		) 年 月 日)	

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援( )・ 要介護 1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の種類・内容	種 別	身体介護有り	月 時間	身体介護無し	月 時間	
	内 容					

同意欄	障害者移動支援事業利用登録申請に当たり、私及びその属する世帯の課税情報及び住民記録情報の調査、照会又は閲覧することに同意します。					
	申請者	㊟				
	世帯員	㊟ _____ ㊟ _____ ㊟				

様式第4号(第9条関係)

移動支援事業利用登録決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付で申請のあった移動支援事業の利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ		
	氏名	生年月日	年 月 日
	住所	ふじみ野市 電話番号 ( )	

決定内容	種別	身体介護有り	月 時間	身体介護無し	月 時間
	費用負担				
	支援内容				

注意事項	1 移動支援事業を利用する際は、この通知書を登録団体に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、市長にその旨を届け出てください。
------	---

2 却下

却下理由	
------	--

様式第5号(第10条関係)

移動支援事業利用登録決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付け 第 号で決定した移動支援事業の利用登録について、次のとおり取り消したので通知します。

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで		
対象者	フリガナ	生年月日	年 月 日		
	氏名				
	住所	ふじみ野市 電話番号 ( )			
決定内容	種別	身体介護有り	月 時間	身体介護無し	月 時間
	費用負担				

取消年月日	年 月 日
取消理由	

様式第6号(第11条関係)

移動支援事業団体登録変更・中止・廃止届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所在地  
届出者 団体名  
代表者氏名



移動支援事業の団体登録に係る変更・中止・廃止を次のとおり届け出ます。

変更・中止・廃止年月日		年 月 日	
変更・中止・廃止の理由			
	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 内 容			
備 考			

(添付書類)

従業者が新たに追加となった場合は、当該従業者の名簿及びその有する資格等を証する書面を添付してください。

様式第7号(第12条関係)

移動支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所

届出者

氏 名



※自署の場合は、押印不要です。

移動支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

対象者	フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
	氏 名		届出者との続柄	
	住 所	ふじみ野市		
		電話番号	( )	

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無		有 ・ 無 (判定機関名 ) (判定年月日 年 月 日)			

変更・中止年月日	年 月 日	
変更事項	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所		
その他		
備 考		

様式第8号(第12条関係)

移動支援事業利用登録決定通知再交付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所

申請者

氏 名



※自署の場合は、押印不要です。

移動支援事業利用登録決定通知書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

決 定 番 号	第	号		
対 象 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	ふじみ野市		電話番号 ( )

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第1号（第6条関係）

（平25告示90・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平30告示98・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（平25告示90・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

（平25告示90・一部改正）

様式第7号（第12条関係）

（平25告示90・平28告示323・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平25告示90・平28告示323・一部改正）